

## 独立行政法人設立時の負債の評価について

### 1. 考え方

資産評価委員会は、方針及びこれに基づく個別法の規定により、資産を時価で評価することとされているが、負債については特段の規定は設けられていない。(「設立委員会及び資産評価委員会の業務について(連絡)」事務連絡 平成15年9月22日 総務省行政管理局 財務省主計局法規課)

負債については独立行政法人会計基準を踏まえた評価が必要と解されている。

独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準が基礎とする企業会計原則を踏まえ、旧法人の簿価\*1をもって評価することとなる。

\* 1. 独立行政法人会計基準、企業会計原則に照らして適切な簿価でなければ修正の必要がある。

#### [ 参照条文 ]

「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)

5(4)個別法令の定めるところにより、政府は、・・・出資を行うことができる。また、その際は資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

#### 施行法15条3項

前二項の規定により会社及び機構並びに出資地方公共団体が公団から承継する資産(国及び出資地方公共団体が承継するものにあつては、前項第一号に掲げるものに限る。)の価額は、会社及び機構の成立の日現在の日における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

### 2. 独立行政法人における負債評価の事例

(国から分離したいわゆる先行独立行政法人においては、負債の引継ぎは行われていない。)

移行独立行政法人の事例からは、

- ・ 独立行政法人会計基準での規定に従った評価が行われていること
- ・ 借入金、債券は未償還残額で評価されていること
- ・ 債券発行差金の引継ぎも行われていること

が読み取れる。

### 3.(参考) 郵政公社の事例

(日本郵政公社成立時貸借対照表 注記事項(7) - -  
評価の考え方等の概要より)

#### ・借入金

帳簿価額により計上

#### ・その他負債

原則帳簿価額により計上

##### イ 前受郵便料

販売所在庫額、利用者手許在り高みなし額(利用者の消費率は、販売所における切手類の消費率(仕入額に占める販売額の比率)と同等とみなして算定)及び料金計器予納金未使用額の合計額を計上

##### ロ 金融派生商品

「金融商品に係る会計基準」(11.1.22 企業会計審議会)に基づき評価(市場価格)した価額を計上。

(注1) 郵政事業特別会計における償却基準(定率法、耐用年数及び残存価額)によるものです。また、郵政事業特別会計において償却基準のない機械器具以外の物品等については、定率法、一般の法定耐用年数及び法定残存価額によっている

(注2) 帳簿価額については、これまで郵政事業特別会計等の貸借対照表に計上されていない場合には、取得価額等、何らかの帳簿等に記載された価額によっている

(注3) 市場価格がない場合には合理的に算定された価額によっている

#### ・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、公社成立時における退職給付債務の見込み額に基づき、公社成立時に発生していると認められる額を計上

#### ・賞与引当金

職員の夏季手当の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上

郵政事業の公社化に関する研究会 財務会計制度ワーキンググループ最終報告  
- 第16 - 2 - (4) 承継する資産・負債の評価と個別事項検討

承継する資産・負債の価額は、承継時における公正な価値で表す必要があり、公社成立時における時価を基本とすることが適当であると考えられる。ただし、業務が公社により継続して行われることにかんがみ、財産の種類、用途等を勘案し、時価評価以外の適切な評価方法によることができることとする必要があると考えられる。